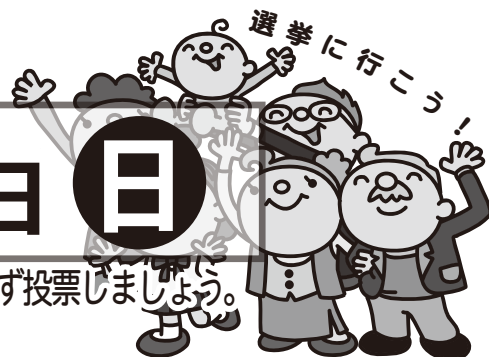


第27回 参議院議員通常選挙



投票日 7月20日 日



あなたの大切な一票を無駄にすることのないよう必ず投票しましょう。

●投票所及び投票時間について

投票区名	区域	投票所の場所	投票時間
北檜山区	第1投票区	北檜山・徳島・松岡	せたな町民ふれあいプラザ
	第2投票区	丹羽・西丹羽・東丹羽	丹羽活性化センター
	第3投票区	愛知	愛知集落センター
	第4投票区	小倉山	小倉山へき地保健福祉館
	第5投票区	豊岡・兜野	北檜山小学校 体育館
	第6投票区	新成	鵜泊団地母と子の家
	第7投票区	太櫓・共和	はまなす荘
	第8投票区	栄	栄生活会館
	第9投票区	若松・小川	若松基幹集落センター
	第10投票区	富里	旧左股小学校
	第11投票区	二俣	旧二俣小学校
大成区	第12投票区	上浦	上浦生活館
	第13投票区	都・太田・富磯	大成支所
	第14投票区	本陣・久遠(西部)	大成生活館
	第15投票区	久遠(東部)	東部ことぶきの家
	第16投票区	花歌	花歌生活館
	第17投票区	宮野・平浜・貝取淵	宮野生活改善センター
	第18投票区	長磯	長磯生活改善センター
瀬棚区	第19投票区	本町・三本杉・南川・共和	瀬棚支所
	第20投票区	元浦1～4区	元浦生活館
	第21投票区	島歌1・2区	白岩漁村センター
	第22投票区	島歌3区・北島歌1区・ 2区	島歌生活館 北島歌2区変更
	第23投票区	西大里・東大里	大里生活改善センター

【お願いします】
体育館側から
お入りください

午前 7:00

～

午後 6:00

【ご注意ください】
投票場所が
変わりました!

開票のお知らせ

開票日時 令和7年7月20日 日 午後8:00から

開票場所 せたな町民ふれあいプラザ

参観人数 先着40名

開票速報 ①開票所内掲示板 ②町民ふれあいプラザホール掲示板
③せたな町公式ホームページ

〇〇〇せたな町公式 LINE でもお知らせします〇〇〇



お問い合わせ先

せたな町選挙管理委員会事務局 (せたな町役場内)

電話 (0137) 84-5111

(裏面もご覧ください)

7月20日(日)に投票所で投票できない方は、「期日前投票」または「不在者投票」ができます。

役場及び支所での期日前投票

選挙投票日の当日、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所で投票できない方は事前に役場・各支所で投票することができます。

場 所	期 間	時 間	役場 と 投票
せたな町役場 1階正面玄関	7月4日（金）～7月19日（土）	午前8時30分 ↓ 午後8時00分	
大成支所執務室	7月15日（火）～7月19日（土）		
瀬棚支所ロビー			

期日前投票は
役場本庁・支所
どちらでも
投票可能です

期日前投票所にて
投票用紙へ記載



選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ



投票用紙への記載の仕方について

参議院議員通常選挙では、「2種類」の投票用紙がありますので、記載する場合にはご注意ください。

1 選挙区選出議員選挙
▶「候補者の氏名」を記載して投票します

得票数の多い候補者が当選します。

2 比例代表選出議員選挙
▶「政党名」又は「候補者の氏名」を記載して投票します

政党名が政党の名簿に載っている候補者個人名のどちらかに投票します。各政党の議席数は政党名と個人名の得票数の合計に応じて配分され、当選者は個人の得票数が多い順に決まります。



町外もしくは、病院などでの不在者投票をされる方は、お早めに投票用紙の請求を行ってください。請求は期間前でも受付しておりますので、下記の手順を参考のうえ選挙管理委員会へ請求してください。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

病院や出稼ぎ先などでの不在者投票

投票日に入院や出稼ぎなどで町外に滞在し、投票所で投票できない方は、指定された病院や滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

町外に滞在している場合の不在者投票の流れ

本人または家族が住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求します
1

選挙管理委員会が本人宛に投票用紙を郵送します
2

郵送された封筒を受け取り、案内のとおり投票してください
3

病院に入院している場合（施設含む）の不在者投票の流れ

病院に入院している方（施設含む）については、その事務担当者に問い合わせいただくと、投票に関する手続きをしてくれます。請求や投票はその病院（施設含む）で行うことになります。

手続きはお早め
をお願いします！

自宅などでの不在者投票（郵便投票）

※事前に申請が必要です

身体に重度の障がいを持つ方（身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方）は自宅でも投票ができます。
また、要介護5に認定されている方も該当となります。
なお、事前に手続きが必要となりますのでお早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。
【腕などに障がいがある方は、程度によって代理記載制度も利用できます。】

